

3.9 カーボンニュートラルの実現に向けた対策の推進について

(環境省、経済産業省、国土交通省)

【内容】

- (1) 再生可能エネルギーの最大限の導入などによるエネルギーの脱炭素化を着実に進めることはもとより、国民・産業界・地方自治体が果たす役割を踏まえて、地域の脱炭素化を推進する取組に対する支援を強化すること。
- (2) 再生可能エネルギー・省エネルギー設備や住宅のスマートハウス・ZEH化等の導入に対する財政的支援を拡充するとともに、温室効果ガス削減に資する革新的技術の開発・実用化を積極的に支援すること。
- (3) ゼロエミッション自動車の導入に対する財政的支援（公共部門を含む）について十分な予算を確保するとともに、充電インフラや水素供給インフラの整備促進、運営費負担の軽減に資する支援制度の拡充を図ること。
- (4) CO₂フリー水素の社会実装に取り組む事業者等に対する中長期的な財政的支援やインセンティブを付与する措置を強化すること。

(背景)

- 本県は、2022年12月、「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）」を策定し、2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、その途上である2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標を掲げ、特に注力する6つの重点施策を柱に位置付け、各種の取組を実施している。

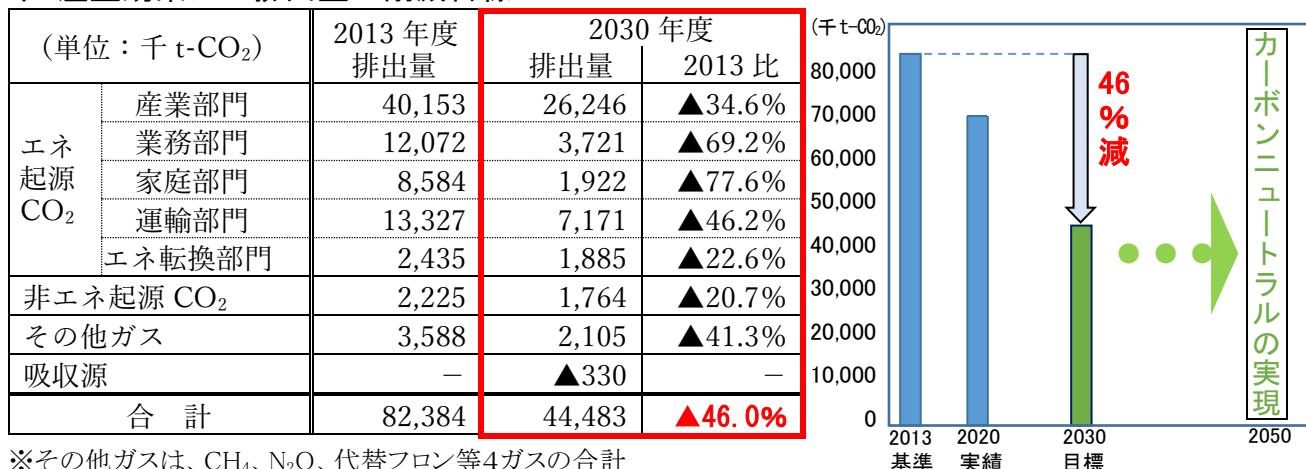
重点施策

- | | | |
|-------------------|--------------------|---------------|
| 1 脱炭素プロジェクトの創出・支援 | 2 意識改革・行動変容 | 3 建築物の脱炭素化の推進 |
| 4 脱炭素型事業活動の促進 | 5 ゼロエミッション自動車の普及加速 | 6 水素社会の構築 |

- 「脱炭素プロジェクトの創出・支援」としては、2021年度から「あいちカーボンニュートラル戦略会議」を設置するとともに、事業・企画アイデアを募集し、優れたアイデアの事業化を支援していくこととし、「矢作川・豊川CN（カーボンニュートラル）プロジェクト」等の取組を推進している。
- 「建築物の脱炭素化の推進」及び「脱炭素型事業活動の促進」としては、住宅のスマートハウス・ZEH化や太陽光発電設備・蓄電池等の導入に対し、市町村と協調して個人に対する補助を実施するとともに、2022年度から自家消費型の再生可能エネルギー発電等設備の導入や、省エネルギー設備への更新、建築物のZEB化を行う事業者に対する補助を実施するなど、家庭部門や産業・業務部門における取組を推進している。
- 「ゼロエミッション自動車の普及加速」としては、「あいち自動車ゼロエミッション化加速プラン」に基づき、「車両導入の支援」、「インフラ整備の拡充」、「蓄電給電機能の活用」の3つを柱に掲げ、自動車関係事業者、市町村と連携しながら取組を推進している。
- 「水素社会の構築」としては、2018年度から本県独自で実施してきた低炭素水素認証制度を、2023年4月から中部圏に拡大しており、CO₂フリー水素等の利活用の取組をより一層推進している。

(参 考)

◇ 温室効果ガス排出量の削減目標



◇ 再生可能エネルギーの導入目標



◇ 本県の主な取組及び成果

・ 地球温暖化対策計画書制度

温室効果ガス排出量が相当程度多い事業者に対して、その削減目標等を定めた計画書及び状況書の提出を義務付けるとともに、その内容を評価・公表し、必要に応じて削減に資する助言を実施。

計画書提出事業者数 (2022 年度まで) 741 事業者

・ 住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金

太陽光発電設備、家庭用エネルギー管理システム(HEMS)、燃料電池、蓄電池等の導入補助を実施。

補助実績累計 (2022 年度末まで) 19 億 944 万円 延べ 12 万 2,987 件

・ 先進環境対応自動車導入促進費補助金

中小企業等の事業者に対し、EV・PHV・FCV等を導入する経費の一部を補助。

EV・PHV・FCV の補助実績 (2022 年度末まで) 14 億 1,366 万円 延べ 3,739 台

・ 自動車税種別割の課税免除

EV・PHV・FCVを対象に、新車新規登録を受けた年度の月割分及び翌年度から5年度分を全額免除。

課税免除実績 (2022 年度末まで) 45 億 2,059 万円 延べ 45,610 台

・ 水素ステーションの整備・運営補助

国の補助金に上乗せ補助。

整備補助実績累計 (2022 年度末まで) 25 億 7,407 万円 27 箇所

運営補助実績累計 (2022 年度末まで) 7 億 5,651 万円 35 箇所

40 生物多様性の保全対策の推進について

(環境省)

【内容】

- (1) 「30by30 目標※」の達成に向けて、地方公共団体が目標を設定するために必要な考え方の提示、データやノウハウの提供等、有効な支援策を講じること。
- (2) 地域の様々な主体による保全活動が促進される仕組みづくりや、人材育成、情報提供等、必要な施策を講じること。特に、企業による積極的な取組を促進するため、インセンティブとなる制度の構築等、必要な措置を速やかに講じること。
- (3) 地方公共団体が行う特定外来生物の防除対策に対する十分な財政支援を講じるとともに、効果的な防除手法を開発すること。

※2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする世界目標

(背景)

- 新たな国家戦略では、地方公共団体に期待される役割に関し、「『30by30 目標』の達成に向けては、市町村あるいは都道府県レベルでの目標を設定」と明記された。
これを踏まえ、今後、本県としての目標の検討に当たり、どのような区域が対象として認められるのか等の具体的な考え方や、データの把握・整理方法の明確化等が必要となっている。
- 本県では、2010 年の COP10 以降、NPO、大学、企業、市町村等と「生態系ネットワーク協議会」(以下「協議会」という。) を県内各地域で設立するなど、多様な主体による保全活動の活性化を推進してきた。
- 今後は、「30by30 目標」に向けて国が 2023 年度から本格運用している「自然共生サイト」を踏まえ、保全活動の担い手のさらなる育成・拡大や、県内の企業緑地等における保全の取組を促進していくこととしている。
- これまで、協議会の活動等を通じて、企業緑地での保全活動や企業による苗木提供等、企業が重要な役割を果たしてきた経緯を踏まえ、本県は、「あいち生物多様性企業認証制度」を 2022 年度に開始し、企業の取組意欲の向上と、優良な取組の周知による県内企業への普及を図っている。
- 「30by30 目標」の達成に向けては、企業の積極的な参画が必要であることから、企業の取組意欲を高める全国的な施策の実施が望まれる。



生態系ネットワーク協議会



協議会による植樹活動



知多半島臨海部の企業緑地

- 近年、外来生物による地域の生態系への影響が拡大しており、本県の生物多様性の保全において非常に大きな課題となっている。
- 2022年5月に第208回国会で外来生物法が改正され、国、都道府県、市町村（特別区を含む。）、事業者及び国民に関する責務規定が創設され、地方公共団体が国内で既に定着している特定外来生物の防除を担うこととなった。
- 特に侵略的外来カミキリムシ類については、被害樹木の伐採以外に確実な防除手法がないため、より簡便・安価な防除手法の確立が求められる。

(参考)

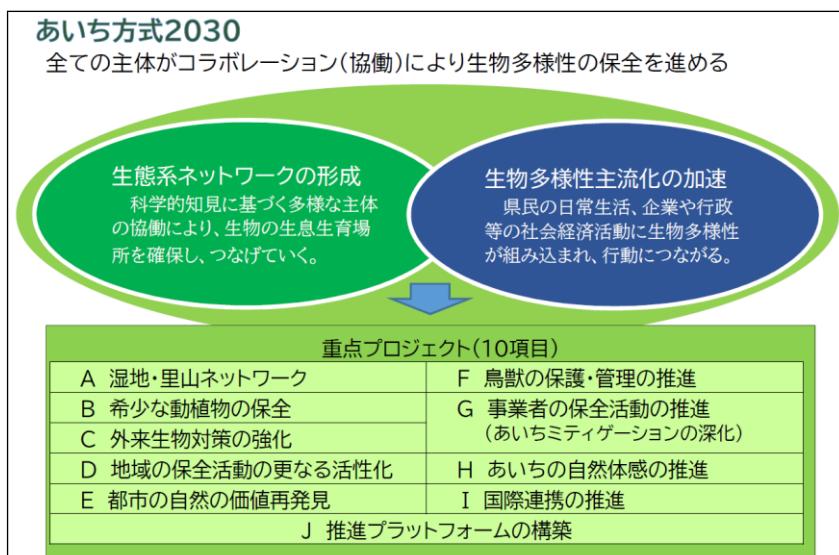
◇「あいち生物多様性戦略2030」(2021年2月策定)

(1) 計画期間 :

2021年度～2030年度

(2) 取組の概要

中核的な取組方針「あいち方式2030」として、「生態系ネットワークの形成」と「生物多様性主流化の加速」を両輪とし、多様な主体と連携して10項目の重点プロジェクトを進めている。



◇「生態系ネットワーク協議会」

- ・2011年～2016年に県内9地域で設立し、延べ299団体が参画
(2023年3月末時点 NPO等:98、大学:48、企業:83、行政:70)

- ・ビオトープ整備、地域在来種の植樹、希少種保護、外来種駆除等の活動を実施

◇「あいち生物多様性企業認証制度」

- ・県内の企業を対象に、「優良認証」及び「認証」の2区分で、生物多様性保全に貢献する取組を行っている企業を認証する。
- ・評価する主な項目は以下のとおり。
 - 保全活動（植樹、ビオトープ創出・管理）
 - 希少な動植物の保全
 - 外来種の駆除
 - 環境配慮経営（脱炭素、循環社会形成）
 - 普及啓発活動（自然観察会、セミナーの開催）
- ・2022年度（初年度）は、製造業、建設業、エネルギー、金融等、幅広い業種の40社を認証した（優良認証15社、認証25社）。



◇ 本県で確認された特定外来生物等 (2023年3月末現在)

本県では、カミツキガメ、クビアカツヤカミキリ、オオキンケイギク等36種類の特定外来生物に加え、特定外来生物への指定が検討されているツヤハダゴマダラカミキリ等の侵略的外来生物が確認されている。

4.1 伊勢湾・三河湾の水環境の改善について

(農林水産省、国土交通省、環境省)

【内容】

- (1) 伊勢湾・三河湾をきれいに生物多様性に富んだ豊かな海域環境に再生するため、閉鎖性水域の実情に応じたCOD削減の効果的な手法を確立するとともに、海域利用を踏まえた栄養塩類(窒素、りん)の適切な管理方策の検討及び自治体による海域環境再生の取組への支援を行うこと。
- (2) 水がきれいで、様々な生きものが生息・生育し、人々が親しめる「里海」に再生するため、ダムや河川の堆積砂を有効活用するなど深掘跡の埋戻しや覆砂、水質浄化機能を有する干潟・浅場・藻場の造成を促進すること。
- (3) 下水道は水質浄化対策を進める上で重要な役割を担っており、流域下水道及び公共下水道の積極的な整備、既存施設の改築・更新、高度処理化を促進するため、十分な財政措置を講じること。
また、汚水処理の持続可能な事業運営を推進するため、広域化・共同化計画に基づく取組への支援を行うこと。
- (4) 凈化槽については、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への早期転換を図るため、浄化槽管理者の負担を一層軽減する形で補助制度を充実するとともに、市町村による公共浄化槽の整備が進むよう、手続きの簡素化や設置計画策定マニュアルの早期作成、人槽規模上限の緩和等の補助制度の改善を行うこと。

(背景)

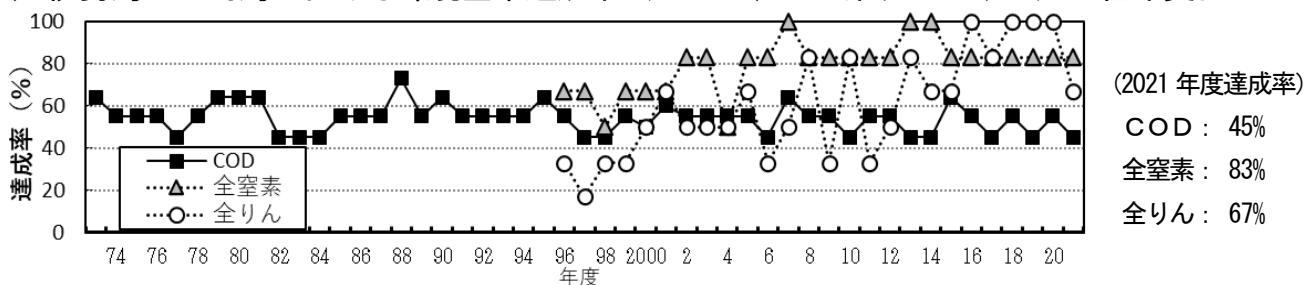
- 閉鎖性海域である伊勢湾・三河湾では、環境基準の達成率は、CODは概ね横ばい、全窒素及び全りんは改善傾向にあるが、依然として赤潮や貧酸素水塊の発生が見られる。また、生物多様性の喪失、水辺の減少等の水環境に関する問題も発生している。
- これらの問題の解決には、海域利用を踏まえた適切な栄養塩類管理、干潟・浅場・藻場の造成、下水道の整備等による安定的な汚水処理の持続、合併処理浄化槽への転換・整備の促進等、各分野の施策を総合的かつ一体的に推進していくことが不可欠である。
- 豊かな海域環境に関して、2021年3月の「第9次水質総量削減の在り方において（答申）」では、「環境基準の達成状況や、貧酸素水塊等の発生、『豊かな海』を目指すうえでの課題等は指定水域内でも場所により異なることから、今後は、よりきめ細かに海域の状況に応じた取組を可能とすべきである」とされており、新たな管理方策の検討が必要である。
- 広域化・共同化計画を含めた全県域汚水適正処理構想（2023年3月改定版）をとりまとめ、これに基づき、未普及対策や広域化・共同化に取り組んでいる。

- 生活雑排水を処理せず公共用水域の汚濁の大きな要因となっている単独処理浄化槽は、2021年度末時点で全国に約357万基、愛知県では全国一の約31万6千基が残存しているため、早急な転換が求められる。

2019年6月に合併処理浄化槽への転換及び管理の向上を目的として浄化槽法が改正された。本県においても2019年度以降、転換に係る補助制度の充実や、市町村が設置する公共浄化槽に対する補助制度の導入等により転換促進を図っているが、補助制度を設けている市町村の財政負担や公共浄化槽を導入する場合の事務負担の軽減など、さらなる支援が必要である。

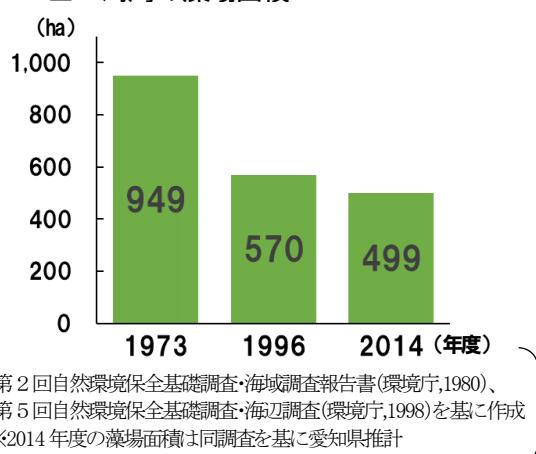
(参 考)

◇ 伊勢湾・三河湾における環境基準達成率（COD、全窒素及び全りん）の経年変化



◇ 三河湾における藻場面積の減少と干潟・浅場・藻場の経済価値

■三河湾の藻場面積



三河湾における干潟・浅場・藻場の経済価値

生態系サービスの分類		内容	経済価値
調整	供給	水産資源の供給	70.8億円/年
		漁業による窒素等の回収	79.5億円/年
		貝類による懸濁態有機物の除去	1,039.3億円/年
	水質浄化	干潟・浅場の水質浄化機能	745.8億円/年
		藻場の水質浄化機能	11.7億円/年
大気質調整		貝類生産による二酸化炭素の固定	0.6億円/年
		藻場による二酸化炭素の固定	0.9億円/年
生息・生育地	食料	干潟の生物多様性保全	57.1億円/年
		産卵場、採餌場等の提供	39.5億円/年
文化	生息・生育地	レクリエーションの場の提供	6.8億円/年

(2017年度 愛知県調べ)

◇ 下水道人口普及率の推移

